

※ () 内は、平成29年下期版において、設問に関するテキストを掲載している項目です。
[] 内は、平成29年下期版において、類似問題を掲載しているページです。

平成29年10月公表 第一種 衛生管理者試験 解説

■ 関係法令（有害業務に係るもの）[第1章]

問 1 (11 安全衛生管理体制/8P) 参照。

1. 「専属の産業医を選任しなくてはならない」という規定は「常時1,000人以上の労働者を使用する事業場、又は深夜業を含む業務に常時500人以上の労働者を従事させる場合」に該当する。設問の場合、「常時使用する労働者が600人、深夜業を含む業務に40人」のため、違反ではない。安衛則第13条（産業医の選任）第1項③。
2. 「常時500人を超え1,000人以下の労働者を使用する事業場」に該当するため、「3人の衛生管理者を選任」しなければならない。従って、この設問の場合、衛生管理者の選任数についての違反はない。安衛則第7条（衛生管理者の選任）第1項④。
3. 衛生管理者は、その事業場に専属の者を選任しなければならない。しかし、2人以上の衛生管理者を選任する場合で、当該衛生管理者の中に労働衛生コンサルタントがいるときは、当該者のうち1人については専属の者でなくてもよい。従って、この設問の場合、違反ではない。第1項②。
4. 「衛生管理者のうち1人を衛生工学衛生管理者免許を有する者から選任しなければならない」という規定は「多量の高熱物体」を取り扱う業務に適用されるものであり、設問の「多量の低温物体」は該当しない。読み間違えないよう注意する。第1項⑥。
5. 「少なくとも1人を専任の衛生管理者」という規定に、「多量の低温物体を取り扱う業務に常時30人以上の労働者を従事させるもの」が該当するため違反である。第1項⑤。

問 2 (4 定期自主検査/27P) 参照。 ※平成30年上期版に追加内容掲載。

5. [30P【4】5] Copyright (C) 2016 株式会社公論出版 All Rights Reserved.

問 3 (12 有機溶剤中毒予防規則/54P) 参照。

- 1～5. [60P【1】1～5]

問 4 (2 作業主任者の選任/22P) 参照。

問 5 (10 健康管理手帳/49P) 参照。 ※平成30年上期版に追加内容掲載。

- 3&5. [50P【2】2&4]

問 6 (5 製造の禁止と許可/32P) 参照。

問 7 (7 作業環境測定/37P) 参照。

- 1～5. [40P【3】1～5]

問 8 (14 酸素欠乏症等防止規則/72P) 参照。 ※平成30年上期版に追加内容掲載。

問 9 (16 粉じん障害防止規則/81P) 参照。

- 1&4&5. [84P【1】2&3&4]

- 2&3. [84P【2】2&3]

問 10 (19 労働基準法(Ⅱ)/91P) 参照。

- 1～5. [92P【3】2&5&1&4&3]

■ 労働衛生（有害業務に係るもの）[第2章]

問 11 (11 空気中の有害物質/96P) 参照。

2 & 3. [97P【2】5 & 4]

4 & 5. [97P【1】5 & 2]

問 12 (9 リスクアセスメント/133P) 参照。 ※平成30年上期版に追加内容掲載。

問 13 (5 化学物質等による健康障害/111P) 参照。

1. [115P【4】3]

3. [115P【5】3]

5. [116P【7】1]

問 14 (3 金属による健康障害/103P) 参照。

1～4. [105P【3】1～4]

問 15 (4 有機溶剤による健康障害/106P) 参照。

3. [108P【2】5]

問 16 (6 騒音による健康障害/118P) 参照。 ※平成30年上期版に追加内容掲載。

2. [121P【4】2]

3 & 5. [120P【2】2 & 3]

4. [121P【3】4]

問 17 (8 その他の健康障害/126P) 参照。

1～5. [130P【3】1～5]

問 18 (10 作業環境測定/135P) 参照。

1 & 2. [138P【2】1 & 2]

3 & 4. [137【1】4 & 3]

5. [138【3】5]

問 19 (11 局所排気装置/140P) 参照。 ※平成30年上期版に追加内容掲載。

1 & 2 & 5. [145P【3】1 & 2 & 5]

問 20 (14 労働衛生保護具/151P) 参照。

1. [156P【4】3]

3～5. [155P【2】3～5]

このデータは、株式会社公論出版の著作物です。
再配布等は禁じております。

株式会社公論出版

Copyright (C) 2016 株式会社公論出版 All Rights Reserved.

■ 関係法令（有害業務に係るもの以外のもの）〔第3章〕

問 21 （**3** 衛生管理者の職務/178P）参照。

1～4. [180P【3】1～4]

5. 設問の内容は産業医が行う業務。

問 22 （**5** 衛生委員会/184P）参照。

1～5. [185P【1】1～5]

問 23 （**7** 健康診断/197P）参照。

1 & 5. [199P【2】1 & 5]

2～4. [199P【1】3 & 5 & 2]

問 24 （ストレスチェック）※平成30年版に新規項目掲載。

1. ストレスチェックを行わなければならない事業場は、常時50人以上の労働者を使用する事業場である。

2. ストレスチェックを受けた労働者以外の者には結果を通知してはならない。

4. 面接指導を受ける必要があると当該検査を行った医師等が認めた者に対し行う。

5. 「3年間」⇒「5年間」。

問 25 （**10** 労働安全衛生規則/210P）参照。

1～3. [212P【2】1 & 5 & 2]

4. [213P【3】4]

5. [212P【1】4]

問 26 （**13** 有給休暇/230P）参照。 ※平成30年上期版に追加内容掲載。

1～4. [233P【4】1～4]

5. 年次有給休暇の期間については、平均賃金若しくは所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金を支払わなければならない。
このデータは、株式会社公論出版の著作物です。再配布等は禁じております。

問 27 （**14** 妊産婦/234P）参照。 ※平成30年上期版に追加内容掲載。

1～4. [237P【6】1 & 2 & 4 & 5]

株式会社公論出版
Copyright (C) 2016 株式会社公論出版 All Rights Reserved.

■ 労働衛生（有害業務に係るもの以外のもの）〔第4章〕

問 28 （**9** 労働者の健康保持増進対策/276P）参照。

1 & 2 & 4 & 5. [280P【1】1 & 2 & 4 & 5]

問 29 （**9** 労働者の健康保持増進対策/276P）参照。

1～5. [283P【8】1 & 3 & 2 & 4 & 5]

問 30 （**8** VDT作業のガイドライン/271P）参照。

1～3. [272P【1】3 & 1 & 2]

5. [273P【2】5]

問 31 （**15** 止血法/307P）参照。

1 & 2 & 5. [308P【1】2 & 3 & 5]

4. [309P【3】1]

問 32 （**17** 骨折/314P）参照。 ※平成30年上期版に追加内容掲載。

問 33 （**7** 食中毒/266P）参照。

1～5. [268P【2】3 & 5 & 4 & 2 & 1]

問 34 （**13** 脳血管障害／虚血性心疾患/296P）参照。

1～5. [298P【1】3 & 2 & 1 & 4 & 5]

■ 労働生理 [第5章]

問 35 (11 血液系/318P) 参照。 ※平成30年上期版に追加内容掲載。

問 36 (12 循環器系/323P) 参照。

1 & 2. [325P【1】1 & 2]

3 & 5. [326P【3】3 & 1]

4. [326P【4】4]

問 37 (15 消化器系(肝臓)/339P) 参照。

問 38 (13 呼吸器系/329P) 参照。 ※平成30年上期版に追加内容掲載。

1 & 3. [332P【4】1 & 3]

4. [333P【5】4]

問 39 (10 代謝系(体温調節)/353P) 参照。

2 & 3. [355P【2】2 & 3]

問 40 (16 腎臓・泌尿器系/341P) 参照。 ※平成30年上期版に追加内容掲載。

2 & 4 & 5. [343P【3】2 & 3 & 5]

3. それぞれの腎臓から1本ずつ尿管が出て、膀胱に繋がっている。

問 41 (18 神経系/369P) 参照。

1. [372P【1】1]

2 & 3. [373P【3】3 & 4]

4. [373P【4】5]

5. 交感神経は心拍数を増加し、消化管の運動を抑制する。

問 42 (12 感覚器系/362P) 参照。

1～5. [367P【7】1～5]

このデータは、株式会社公論出版の著作物です。
再配布等は禁じております。

問 43 (14 ストレス・睡眠・疲労による心身の変化/375P) 参照。 ※平成30年上期版に追加内容掲載。

4 & 5. [378P【4】4 & 5]

問 44 (17 内分泌系とホルモン/345P) 参照。

Copyright (C) 2016 株式会社公論出版 All Rights Reserved.